

## 第8章 歴史文化遺産の防災・防犯

### 1 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

#### (1) 現状

**自然災害** これまでも米子市は洪水などの自然災害に見舞われてきましたが、記憶に新しいのは平成12(2000)年10月6日に日野・西伯郡境で発生した鳥取県西部地震(マグニチュード7.3)で、米子市でも震度5強の激しい揺れを感じました。幸い死者・行方不明者はなく、重軽傷者16人とどまりましたが、この地震による被害の特徴は弓ヶ浜地域を中心とした液状化現象によるもので、老朽家屋を中心とする住宅の被害は甚大でした。

指定等文化財の被害については、後藤家住宅(国重要文化財)、十一面観音坐像、高田家住宅(以上県保護文化財)、深田氏庭園(国名勝)、清洞寺跡(市史跡)などで見られました。中でも後藤家住宅では塀が倒れたほか、主屋も大きなダメージを受け、構造診断に基づき、復旧に際しては構造補強も行われました。ただ、巨大な地震であったにも関わらず歴史的建造物の倒壊は皆無であり、伝統的な木造住宅などの被害も比較的少なかったとされます。

一方で、「県民の建物100選」に選定されていた立町の鹿島分家は、文化財指定がなされていなかったため復旧の経費などが課題となり、最終的に記録保存の上、解体を余儀なくされました。こうした事例は老朽化との複合的な要素もからみ、少なからず見られました。



鳥取県西部地震被害(重要文化財後藤家住宅)



木造建築における耐震補強(後藤家住宅)

米子市では、米子市防災会議において今後発生が予想されるあらゆる災害に対して、災害予防計画や、災害時の応急対策計画、災害復旧・受援計画を盛り込んだ米子市地域防災計画(以下、防災計画と呼ぶ)を作成し、それに基づいた風水害・震災・津波・雪害など様々な災害についての対策が講じられているところです。また、隣接する日吉津村を含めた洪水ハザードマップを作成し、全世帯に配布しています。洪水ハザードマップには土砂災害警戒区域も示されています。また、米子市国土強靱化地域計画では、大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を脅かす事態として「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を設定しており、被災による地域コミュニティにおけるアイデンティティの喪失を防ぐため、文化財を保護する必要があると定めています。

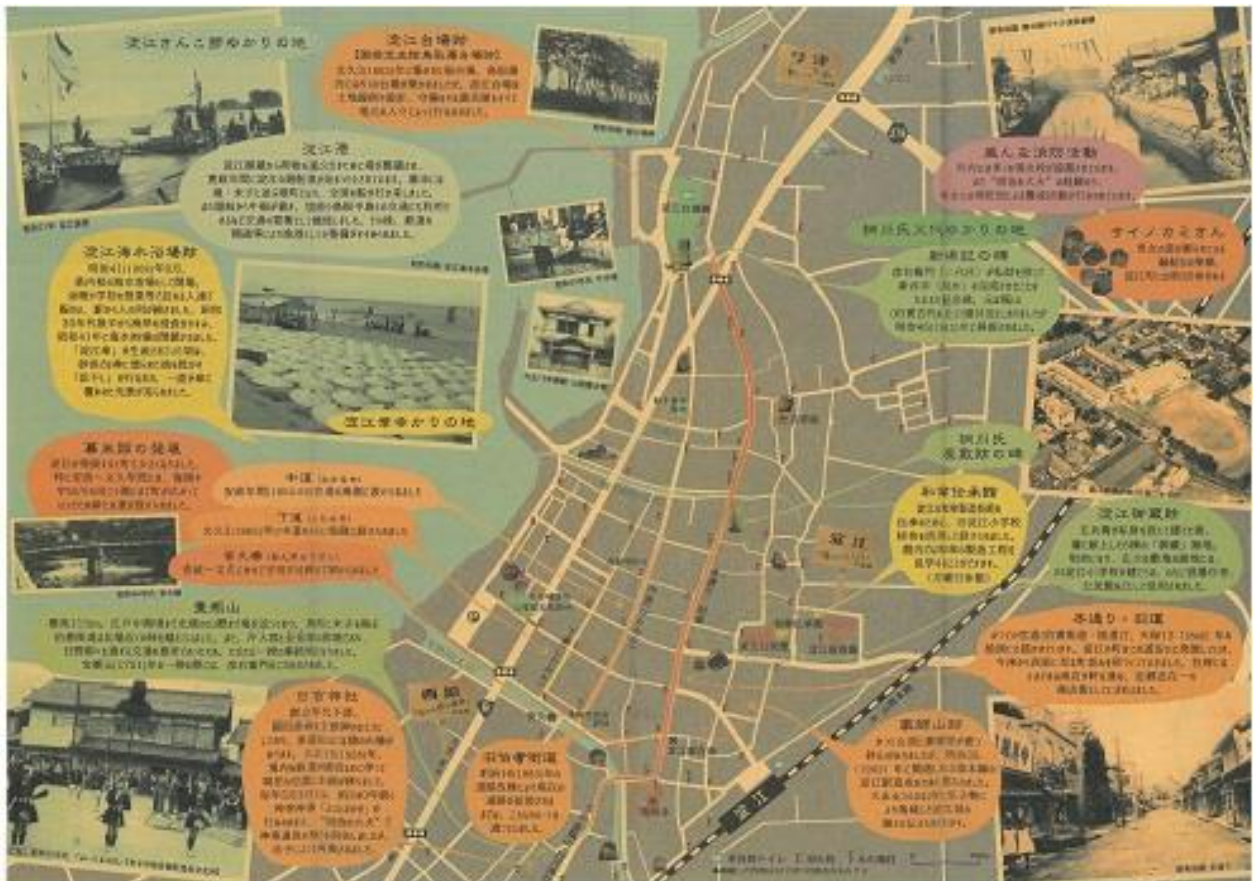


こうしたハザードマップに歴史文化遺産の所在を落とし込むことは出来ていませんが、『米子市の文化財』（平成29年改訂）や「とっとりWebマップ（鳥取県地理情報公開システム）」の文化財情報などをみると米子市の歴史文化遺産は、海拔の低い沿岸部や川沿いの地域に多く所在し、古代遺跡などは山沿いに多く位置することがわかっています。米子市の土砂災害警戒区域を含む洪水ハザードマップにおいて、津波や大雨の際に被害が文化財の集中する地域で発生すると予想されていることから、大規模災害時における歴史文化遺産の被害も想定しておかなければいけません。

**火災・盗難** 米子の中心市街地においては、先の鳥取県西部地震でも火災は発生せず、歴史的にも大火と言われる火事災害は顕著ではありませんが、淀江地域においては江戸時代の元禄年間（1688～1703）と明治24（1891）年に町を一夜にして焼き尽くす「淀江の大火」が発生しており、明治の淀江大火では、淀江宿の総戸数669戸のうち663戸（99%）が焼失しました。淀江のまちなかの歴史的建造物は、この大火以降に再建されたものです。まちなかに多く見かける消火栓は、淀江大火の経験を今に伝えるものであり、歴史文化を訪ねるパンフレットには消火栓の位置も記されています。また、防犯については、仏像などの盗難事件の報告が山陰両県でもある中で、幸いにして米子市内ではこれまで発生していません。



淀江のまちなかの消火栓



「淀江歴史路」パンフレット※消火栓の位置が示されている

## (2) 課題

歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状を踏まえて、以下の課題を抽出します。

### ①災害・被害リスクの把握が十分ではない

災害・被害のリスクを把握するためには、どこにどのような歴史文化遺産があるのかを網羅的に把握する必要があります。さらに洪水ハザードマップに指定等文化財・歴史文化遺産の所在を落とし込むこともできていません。また、米子市地域防災計画においては、建造物と美術工芸品に属する工芸彫刻、及び考古資料などの有形文化財を念頭に消防設備や収蔵庫の整備を述べるにとどまっており、全ての種類の歴史文化遺産ごとのリスクを洗い出すことはできていません。

### ②事前の防災・防犯対策の充実が必要

災害・被害リスクの把握を踏まえて、こうした貴重な歴史文化遺産を保存・継承していくために、発生時に影響を受けそうな箇所の補強・修理、被害を軽減するための工夫、防災施設の設置等の事前の対策を強化する必要があります。また、防犯については、指定等文化財を所蔵する寺社においても、防犯センサーの設置などの対策が遅れているという課題があります。

### ③所有者等の防災・防犯知識の習得が不可欠

歴史文化遺産を各種災害から保護することを目的とする地域防災計画の文化財災害予防計画では、保護管理責任者に対する保護管理の指導等がうたわれています。一方、指定等文化財を所有していない寺社や個人に対しては、防災・防犯に関して特段の取組みが行われていないのが現状であり、これらに対して意識の醸成も含めて、どこまでの防災・防犯対策を促していくのか、今後検討していかなければなりません。

### ④災害時・被害発生時の対策検討が必要

米子市地域防災計画には、文化財災害予防計画は立てられていますが、災害発生時の災害対策計画が盛り込まれていません。このため、災害時・被害発生時の具体的な対策が必要であり、今後の課題となっています。

## 2 歴史文化遺産の防災・防犯に関する方針と措置

### (1)歴史文化遺産の防災・防犯に関する方針

防災・防犯に関する方針は、「第5章 3 歴史文化遺産の保存と活用の方針」に定める、以下の内容となります。

#### 文化財の防災・防犯に関する方針（再掲・抜粋）

##### 2-③ 歴史文化遺産の防災・防犯対策等を推進する（防災防犯）

米子市は大規模自然災害や火災による文化財への大きな被害は比較的少ない地域でしたが、近年、世界規模で異常気象や自然災害が頻発化・甚大化する傾向にあり、今後想定される風水害や地震への備えとして、歴史文化遺産の防災設備の充実や耐震化等を推進するとともに、被害を最小限にとどめるための平時からの対策として歴史文化遺産リストの作成に加えてハザードマップの作成に取り組みます。

また、全国的に仏像などの美術工芸品の盗難被害も相次いでいます。空き家等の増加は、日常の防犯が行き届かず、歴史文化遺産の盗難や汚損、火災等による毀損の危険性を増大させる恐れがあります。そのため、地域との連携を含めて防犯体制の整備、強化に取り組みます。



まちづくりビジョンでは、市の将来像である『住んで楽しいまち よなご』を実現するため、市政の柱となるまちづくりの基本目標として「7 災害に強いまちづくり」を掲げ、『米子市地域防災計画』において総合的な防災対策に取り組んでいます。同計画では、「自らの安全は自らが守る」との観点から「役割の明示と連携・協力の推進」、「減災」の考え方に基づく「被害の最小化」などを基本に掲げており、文化財の災害予防においても、行政による公助、地域住民間による共助、所有者らによる自助のそれぞれの観点から考えて同計画に準拠した方針を定めていくものとします。なお、未指定文化財であっても、貴重な歴史文化遺産を所有しているという認識のもとで適切な対策を行うことが求められるため、まずは地域にとって大切な歴史文化遺産として認識してもらうための啓発を進めることを前提として、以下の個別方針を示します。

### ① 災害・被害リスクの把握

- 歴史文化遺産の状況を点検し、強風や雨水、倒木などによる歴史的建造物の破損、液状化リスクや法面崩壊など、影響を受けそうな箇所及び被害の想定を洗い出します。
- 自然災害は、その発生自体が地形などに影響されるところが大きいことから、周辺地形の把握とともに、米子市洪水ハザードマップをもとに、起こり得る被害について予測します。
- 歴史文化遺産のうち木造建造物は、火災によって被災を受けやすく、特に付近における火気の使用や可燃性の高い物品の存在、漏電の可能性など火災発生のリスクを把握します。
- 美術工芸品については、保管状態や施設の火災、盗難などの被害発生のリスクを把握します。
- 指定等文化財と埋蔵文化財については、鳥取県文化財保護指導員2名を市の中央を流れる日野川を挟んで担当地区に配置し、定期的な点検パトロールを実施するとともに、速やかに所有者等や行政に報告できる体制を整えます。
- 被害発生後の歴史文化遺産の確認に活用するため、本計画において把握した米子市歴史文化遺産リストについて、継続的な現況把握による充実を進めていきます。指定等文化財についてはデータベース化及び万が一に備えたデジタル化などの記録保存を推進します。

### ② 事前対策の推進

- 災害・被害リスクの把握を踏まえて、影響を受けそうな箇所の補強・修理、被害を軽減するための工夫、防災施設の設置などの事前の対策を検討します。
- 地震対策として、建造物について耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強の措置を講じます。建造物の耐震化にあたっては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8（1996）年1月、文化庁）などを踏まえつつ、専門家の指導助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策を取ります。
- 指定文化財については、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2（2020）年9月改訂、文化庁）及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（いずれも令和元（2019）年9月、文化庁）などに示される対策に基づき、主に防火対策のための設備を備えており、引き続き取組みを推進していきます。
- 防犯対策として、リスクの高い歴史文化遺産について、防犯設備の充実や警察署と連携を図り

巡視・点検の強化など、必要な防犯対策を講じます。また、必要に応じて住民参加の防犯パトロールなど、地域ぐるみでの防犯対策を推進します。

- 過去に発生した自然災害に関する事柄（災害の様相や被害の状況等）が記載された自然災害伝承碑などについて把握し、過去の自然災害の教訓を伝承するとともに、そうした教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減につなげます。

### ③ 防災・防犯知識の習得

- 歴史文化遺産の所有者等や地域に対して、災害・被害リスクについての周知及び防災・防犯知識の習得のための指導助言や研修会を継続的に実施します。
- 指定文化財は、消防法及び火災予防条例の規制を受け、面積に関係なく、消火器具及び自動火災報知設備の設置義務があります。このため消防局は指定等文化財の情報を把握する必要があり、令和3年4月1日から「指定文化財の防火対策に関する文化財部局と消防局との申し合わせ事項」が施行され、市町村文化財部局と消防部局との連携会議が定期的開催されており、引き続き情報共有に努めていきます。
- 文化財防火デーを中心に消防署と連携し、歴史文化遺産の見回りを行うとともに、必要に応じて所有者等や消防団が参加しての防火訓練を実施し、非常時の対応についての知識の習得ならびに地域の歴史文化遺産への防災意識を高めていきます。
- 防火訓練の実施にあたっては、「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」（令和2（2020）年3月、消防庁）を活用し、各歴史文化遺産で想定される火災などを考慮した訓練を実施します。

### ④ 災害時・被害発生時の対応

- 災害・被害発生時には、所有者等は、自身及び見学者の安全確保の後、歴史文化遺産の被害についての状況確認を行い、可能な場合は歴史文化遺産を安全な場所に移動させるなど緊急の保護・救済対応を図ります。
- 歴史文化遺産が被災した場合、米子市は保存活用支援団体の専門家の支援も得て、歴史文化遺産リストに基づき状況を速やかに把握し、「米子市の歴史文化遺産防災・防犯体制」（P112）によって関係機関へ報告を行います。
- 具体的な保護・救済対応は、所有者等や関係機関と協議しながら、歴史文化遺産の種別や被災状況に応じた適切な措置を講じます。その際、必要に応じて専門家の指導助言を受けるなど、保護及び速やかな復旧活動に資する関係者間の連携した取組みを進めます。
- 災害時・被害発生時に、被災した歴史文化遺産に対する迅速かつ最適な処置がとれるように、鳥取県は災害対策を防災計画に盛り込んでおり、これに準じた対応マニュアルの作成を検討します。

## (2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置

歴史文化遺産の防災・防犯のための平時からの取組みとして、各種災害に対する危険性をあらかじめ把握するための「歴史文化遺産リスト」「歴史文化遺産（文化財）ハザードマップ」を作

成します。これにより所有者等への周知を図るとともに、公民館・自治会に情報提供することで、どこに守るべき歴史文化遺産があり、その災害リスクは何であるのかを共有し、地域の防災・防犯意識の向上及び防災・防犯知識の習得につなげます。その他、指定等文化財をはじめとした防災・防犯施設の改修、設置に対する支援を充実するとともに、歴史文化遺産巡視活動や文化財防火デーを中心とした防災・防犯に関する継続的な啓発の強化、訓練の実施などのソフト・ハード両面から 防災・防犯対策に取り組めます。

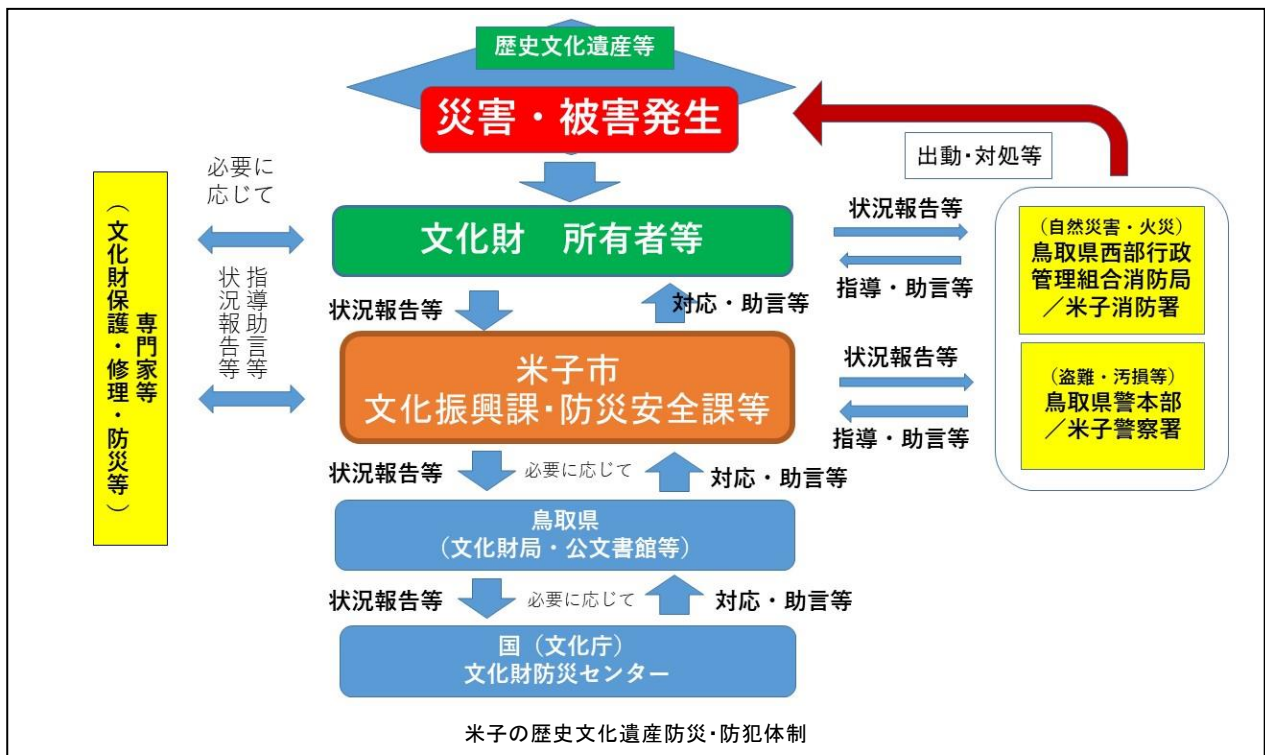
措置一覧（2-③防災防犯・再掲）

視点	No	新規/継続	事業名	事業概要	実施主体 (主たる取組主体)	事業期間		
						前期 R5～ 7	中期 R8～ 10	後期 R11 ・12
2 米 子 の 歴 史 文 化 を 後 世 に 伝 え る ・ 守 る	再掲	継続	歴史文化遺産リストの更新（重点①②）	1-1	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	市内の歴史文化遺産巡視	2-2	行政(文化財保護指導委員・文化振興課)			
	再掲	継続	文化財等管理事業	2-5	所有者等・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	新規	歴史文化遺産ハザードマップの作成（重点②）	2-14	行政 (文化振興課)			
	再掲	新規	有形文化財建造物耐震改修（重点②）	2-15	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	防災・防犯の継続的な啓発、訓練の実施	2-16	所有者等・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	継続	文化財所有者等の研修会	2-17	所有者等・行政 (所有者・文化振興課)			
	再掲	継続	文化財部局と消防部局との情報共有	2-18	行政 (文化振興課、西部消防局)			
	再掲	継続	国史跡福市遺跡保存整備事業（法面工事）	2-19	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	国史跡青木遺跡保存整備事業（法面工事）	2-20	行政 (文化振興課)			
	再掲	継続	重要文化財石馬防災整備事業（法面工事）	2-21	所有者等			

### 3 歴史文化遺産の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

本市に所在する歴史文化遺産について、自然災害や火災、盗難・汚損などの災害発生時における対応及び被害状況確認などの連絡体制は以下のとおりとします。

歴史文化遺産は、一度滅失すれば再生は困難であり、その損失を未然に防ぐ対策とともに、災害発生時における迅速な対応がより重要です。この防災・防犯対策を推進していくため、鳥取県西部広域行政管理組合消防局や自主防災組織との連携はもちろんのこと、文化財保存活用支援団体や、独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター、鳥取県文化財局・公文書館との連携により、防災や発災後の体制構築に向けた取組み体制を進めていきます。



※文化財をめぐる全国的な防災対策としては、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターが「文化財が災害にあわないようにするための減災」「被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制づくりと技術開発」「そして災害時の文化財の救援活動に対する支援」を行っています。